○松本(純)委員 危険ドラッグ対策の強化のために、旧薬事法が三度にわたって改正をされております。これによって危険ドラッグの取り締まりが一層進んできているものと考えておりますが、所持や使用の事犯を検挙するためには、迅速な鑑定など、取り締まりに資する調査研究の推進が重要であります。

そこで、民主党の動議提出者、山井和則議員に質問をいたしますが、今回取り締まりに資する調査研究の推進 を改正案で新設されているのはどのような趣旨なのか、お尋ねいたします。

○山井委員 松本委員にお答えを申し上げます。

危険ドラッグ根絶の戦いは、一言で言いますと、いかにイタチごっこをなくすか、このことに尽きると思います。取り締まっても取り締まってもイタチごっこで、新製品が抜け道でつくられてしまう、そして、その検査に要している間に、多くの毒性の強い危険ドラッグが売られて事件や事故が起こる。このイタチごっこをいかに取り締まるか。

そのためには、指定薬物の指定や現場での取り締まりを迅速化させるため、例えば、より効率的に包括指定を 行うための手法や、精神毒性があるかどうかを簡易に、迅速に検査するための手法など、調査研究の推進に努め るものとする旨を規定で設けさせていただきました。

今回、この法改正によりまして大きな前進が図られると思いますが、危険ドラッグ業者とそして私たち国会との、これは戦争であると思います。危険ドラッグを吸った方、またそれによる事件で多くの方のとうとい命が奪われておりますので、危険ドラッグ業者との戦いに必ず勝たねばならないと思っております。

以上です。